

永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第34号

永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 永平寺町都市交通安全委員会設置条例(平成18年永平寺町条例第16号)
- (2) 永平寺町振興計画審議会条例(平成18年永平寺町条例第23号)
- (3) 永平寺町指定管理者評価委員会設置条例(令和4年永平寺町条例第11号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。